

臓器提供意思表示カードの記入方法

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



親族への優先提供をお考えの方は、
以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、
(社)日本臓器移植ネットワークの
ホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、
親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者^{※1}、子ども^{※2}、父母^{※2})が
移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植
の対象となる親族がいない場
合は、親族以外の方への移植
が行われます。

優先提供する親族の方を指定
(名前を記載)した場合は、その
方を含めた親族全体への優先
提供意思として取り扱います。

「○○さんだけにしか提供した
くない」という提供先を限定す
る意思表示があった場合には、
親族の方も含め、臓器提供が
行われません。

親族提供を目的とした自殺を防
ぐため、自殺した方からの親族
への優先提供は行われません。

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

- STEP 1
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

STEP 2

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

STEP 3

〔特記欄： _____ 〕

STEP 4

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____

STEP

1 意思の選択

自分の意思に合う番号に**ひとつだけ**○をしてください。

- a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思わ
れている方は、**1** に○をしてください。
- b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後
は臓器を提供してもいいと思われる方は、**2** に○をし
てください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けるこ
とはありません。)
- c) 臓器を提供したくないと思われる方は、**3** に○をして
ください。[STEP4へ]

STEP

2 提供したくない臓器の選択

1 か **2** に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器
に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

STEP

3 特記欄への記載について

a) 組織の提供について

1 か **2** に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提
供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」
「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読み
いただいた上で、「親族優先」と記入できます。

STEP

4 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知ってい
る家族が、そのごとの確認の為に署名してください。

臓器提供意思表示シールの記入方法

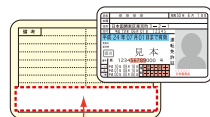
① 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 <提供したくない臓器があれば×をつけてください。>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 【特記欄: _____】
 (署名) (署名年月日) / /

② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 <提供したくない臓器があれば×をつけてください。>【腎臓・膵臓・眼球】
 【特記欄: _____】
 (署名) (署名年月日) / /

③ 私は、**臓器を提供しません。**
 (署名) (署名年月日) / /

STEP 1

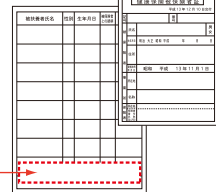
◎運転免許証



◎被保険者証



◎被保険者証



シールはこの部分に貼ることができます。



親族への優先提供をお考えの方は、
以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、
(社)日本臓器移植ネットワークの
ホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、
親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者*1、子ども*2、父母*2)が
移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

*1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

*2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植
の対象となる親族がいない場
合は、親族以外の方への移植
が行われます。

優先提供する親族の方を指定
(名前を記載)した場合は、その
方を含めた親族全体への優先
提供意思として取り扱います。

「〇〇さんだけにしか提供した
くない」という提供先を限定す
る意思表示があった場合には、
親族の方も含め、臓器提供が
行われません。

親族提供を目的とした自殺を防
ぐため、自殺した方からの親族
への優先提供は行われません。

STEP 1

① 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
 <提供したくない臓器があれば×をつけてください。>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
 【特記欄: _____】
 (署名) (署名年月日) / /

STEP 2

② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
 <提供したくない臓器があれば×をつけてください。>【腎臓・膵臓・眼球】
 【特記欄: _____】
 (署名) (署名年月日) / /

STEP 3

③ 私は、**臓器を提供しません。**
 (署名) (署名年月日) / /

STEP

1 意思の選択

自分の意思に合うシールを**ひとつだけ**選択してください。

- ① 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思わ
れている方
- ② 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後
は臓器を提供してもいいと思われている方(この場合、法
律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- ③ 臓器を提供したくないと思われている方【STEP④へ】

STEP

2 提供したくない臓器の選択

①か②を選択した方で、提供したくない臓器があれば、その臓
器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器はそれぞれ以下の通りです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

STEP

3 特記欄への記載について

a)組織の提供について

①か②を選択した方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も
提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」
「血管」「骨」などと記入できます。

b)親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読み
いただいた上で、「親族優先」と記入できます。

STEP

4 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入し、運転免許証の裏面
の備考欄以外の欄や被保険者証などに貼ってください。